

特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

秋田県知事 佐竹敬久

## 秋田県規則第二十五号

特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則（平成十五年秋田県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第五条」を「第五条第一項、第三項若しくは第四項」に改め、「したとき」の下に「又は同条第二項の規定により申請書の提出があったものとみなして処分を決定したとき」を、「申請者」の下に「又は同項の規定により申請書の提出があったものとみなされた者」を加える。

様式第二号中「申請書の提出があった」の次に「（特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例第5条第2項の規定により申請書の提出があったものとみなされた）」を加え、「裁決の日」を「裁決があった日」に改める。

### 附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。